

(竹田稔委員配布資料)

知的財産高等裁判所の設置に関する法律案要綱（T案）

弁護士 竹 田 稔

第一 設置

知的財産権に関する事件について、訴訟手続の一層の充実及び迅速化並びに裁判所の専門的な処理体制の整備を図るため、東京高等裁判所に、知的財産権に関する事件を専門に取り扱う知的財産高等裁判所（仮称・以下「知財高裁」という。）を設けるものとすること。

第二 所在地

知財高裁の所在地は、東京都とすること。

第三 取り扱う事務

知財高裁は、東京高等裁判所の管轄に属するもののうち、次の事項に関する事務を取り扱うものとすること。

一 特許法第百七十八条第一項、实用新案法第四十七条第一項、意匠法第五十九条第一項及び商標法第六

十三条第一項に規定する訴えに係る訴訟の第一審

二 民事訴訟法第六条第一項に規定する特許権、实用新案権、回路配置利用権又はプログラムの著作物についての著作者の権利に関する訴えについて、地方裁判所が第一審としてした終局判決に対する控訴

三 民事訴訟法第六条の二に規定する意匠権、商標権、著作者の権利（プログラムの著作物についての著作者の権利を除く。）、出版権、著作隣接権若しくは育成者権に関する訴え又は不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴えについて地方裁判所が第一審としてした終局判決に対する控訴

(注) 知的財産権に関する事件においてされた地方裁判所の決定及び命令に対する抗告及び保全抗告、知的財産権に関する訴えについて簡易裁判所が第一審としてした終局判決に対する上告等も含めるかは、なお検討することとする。

第四 裁判官

最高裁判所は、知財高裁に勤務する裁判官を定めるものとすること。

第五 知的財産高等裁判所代表判事

- 一 最高裁判所は、知財高裁に勤務する裁判官のうちの一人に知的財産高等裁判所代表判事（仮称・以下「知財高裁代表判事」という。）を命ずるものとすること。
- 二 知財高裁代表判事は、知財高裁の事務を総括するものとすること。

第六 裁判事務の分配

知財高裁の裁判官に対する裁判事務の分配は、知財高裁において、これを定めるものとすること。

第七 司法行政事務

- 一 知財高裁は、当該高裁に関する司法行政事務を行うものとすること。

二 知財高裁が司法行政事務を行うのは、裁判官会議の議によるものとし、知財高裁代表判事が、これを総括するものとすること。

三 知財高裁の裁判官会議は、その全員の裁判官でこれを組織し、知財高裁代表判事が、その議長となるものとすること。

四 知財高裁に関する司法行政事務は、裁判官会議の議により、その一部を知財高裁代表判事に委任することができるものとすること。

第八 その他

知財高裁の取り扱う事務及び司法行政事務の細則については、最高裁判所規則により定めるものとすること。

第九 附則

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものと

すること。

(注) 改正法の形式としては、裁判所法、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律等が考えられ、また、内容についても多様な選択肢が考えられるが、これはそのうちの一つの私案である。

五 イギリスの知的財産関連訴訟における専門家の参加

1 知的財産関係訴訟にかかる裁判機関

(1) イギリスの民事第一審裁判所は、高等法院 (High Court) とカウンティ・コート (County Court) である。前者の管轄権は原則として無制限である。これに対して、後者は、従来、相対的に少額の事件——たとえば、契約や不法行為等のコモン・ロー上の事件については原則として請求額が5,000ポンド以下の事件——を管轄していた。しかしながら、1990年裁判所および司法サービス法 (Courts and Legal Services Act 1990) の制定とその後の改革により、契約、不法行為等については請求金額上の管轄の上限が撤廃された。そのため、多くの事件で高等法院とカウンティ・コートの管轄が競合することになっているが、重要な事件や複雑な事件は原則として高等法院で扱われるという方針が採用されている⁽¹⁾。

(2) 高等法院においては、知的財産に関する事件は衡平法部 (Chancery Division) が扱うが⁽²⁾、1977年特許法96条により、衡平法部の一部門として、特許および登録意匠に関する事件を専門的に扱うパテンツ・コート (Patents Court) が設けられた。なお、同条は、1981年最高法院法 (Supreme Court Act 1981) によって廃止されたが、この法律に同じ内容の規定が定められている。

最高法院法 6 条 1 項(a)は、「衡平法部の一部門として、パテンツ・コートが存する。」と規定し、同法62条 1 項は、「パテンツ・コートは、1977年特許法が付与する管轄に属する特許に関する手続、およびその他の所定の特許またはその他の事項に関する手続を行う」としている。CPR (Civil Procedure Rules) 49E Practice Direction 1 によると、パテンツ・コートは、(a)1949年ないし1961年および1977年特許法に基づく請求、(b)1949年ないし1961年登録意匠法に基づく請求、(c)1958年防衛契約法に基づく請求、および(d)高等法院の本来的管轄に基づく、特許（もしくは特許出願）に関する問題の決定または確認のためのすべての手続、を取り扱う。

出典

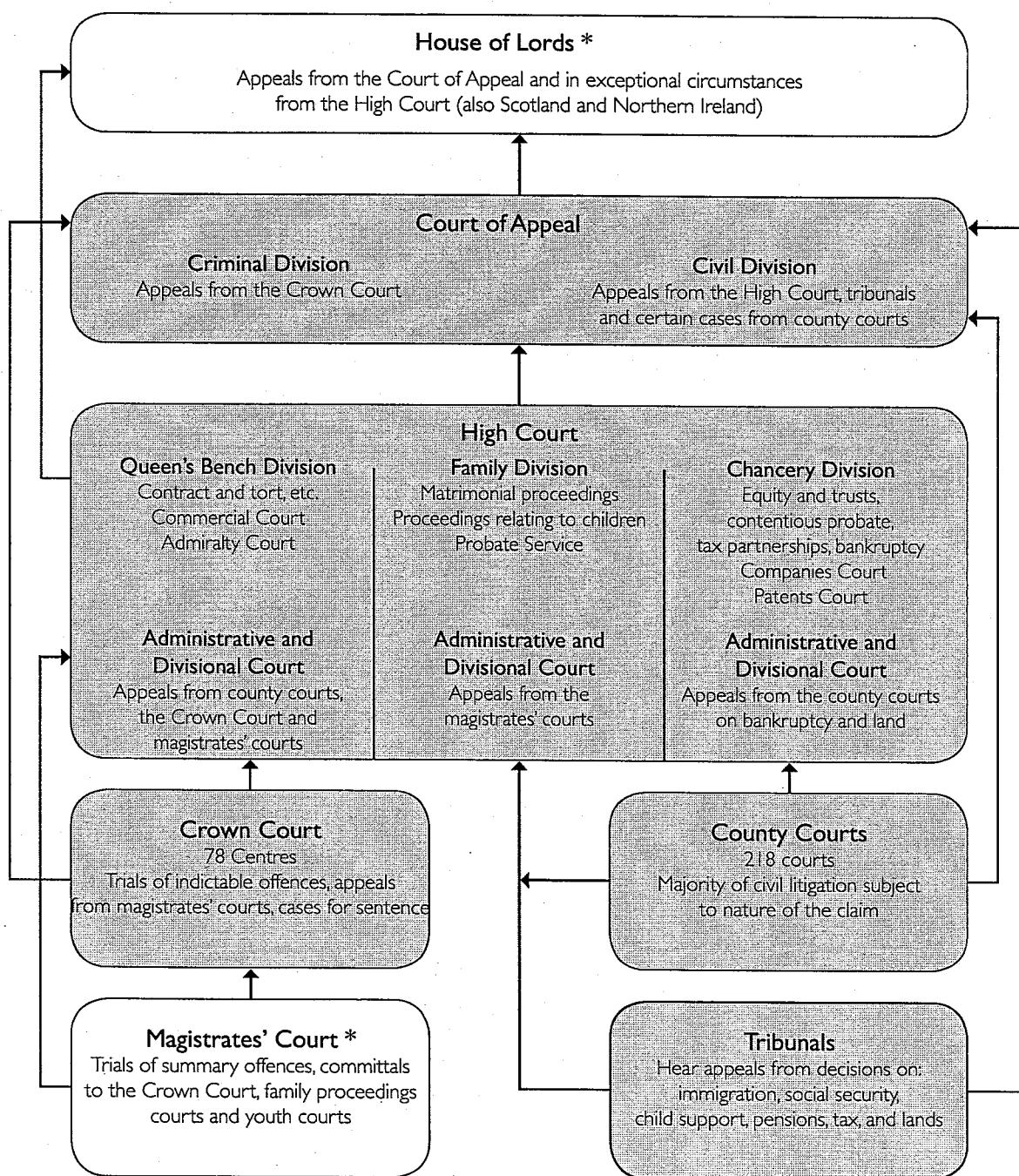
別冊NBL No. 81 (2003年7月)

知的財産訴訟外国法制研究会・「知的財産訴訟制度の国際比較」

茶園茂樹「五 イギリスの知的財産関連訴訟における専門家の参加」53頁

The Court Structure in England and Wales

The Court Service carries out the administrative and support tasks for: the Court of Appeal; the High Court; the Crown Court; the county courts; the Probate Service; and certain tribunals. The structure of the courts in England and Wales is set out below.



* Although the House of Lords and the Magistrates' Courts, form part of the structure within England and Wales, the Court Service does not administer them. This diagram is, of necessity, much simplified and should not be taken as a comprehensive statement on the jurisdiction of any specific court.

出典

イギリスコードサービスのホームページ(<http://www.courtservice.gov.uk>)内
「The Structure of the Court Service」より
(http://www.courtservice.gov.uk/about_us/structure/index.htm)

Supreme Court Act 1981

1981 CHAPTER 54

6. – (1) There shall be –

- (a) as part of the Chancery Division, a Patents Court and**
- (b) as parts of the Queen's Bench Division, an Admiralty Court and
a Commercial Court.**

**(2) The judges of the Patents Court, of the Admiralty Court and
of the Commercial Court shall be such of the puisne judge of the
High Court as the Lord Chancellor may from time to time nominate to
be judges of the Patents Court, Admiralty Judges and Commercial
Judges respectively.**